

令和5年度第1回

霧島市都市計画審議会

議案書

令和5年8月8日

付議案件

議案第1号 国分都市計画及び隼人都市計画下水道の変更について（付議）・・・1

議案第1号

国分都市計画及び隼人都市計画下水道の変更について（付議）

（令和5年8月1日付け都第251号 霧島市長付議）

令和5年8月8日

霧島市都市計画審議会会長

都 第 251 号
令和5年 8月 1日

霧島市都市計画審議会会長 様

霧島市長 中重 真一



国分都市計画及び隼人都市計画下水道の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、別紙のとおり貴審議会へ付議します。

計 画 書

国分都市計画及び隼人都市計画下水道の変更（霧島市決定）

国分都市計画及び隼人都市計画 国分隼人公共下水道のうち、「4.その他の施設」中の日当山調整池について、次のように変更する。

4. その他の施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
日当山第1調整池	霧島市大字隼人町東郷 字川原石	約 2,460m ²	
日当山第2調整池	霧島市大字隼人町東郷 字小丸	約 2,520m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

国分隼人公共下水道については、市街地の快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、平成元年6月、排水区域約1,713haを都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

その後、下水道整備の方針転換や平成30年度に当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域、目標とする整備水準、及び施設整備の方針等の基本的な事項となる「霧島市雨水管理総合計画」を策定したことにより、令和2年12月、約1556haの区域の縮小及び対策施設（排水機場及び調整池）を位置付けたところである。

なお、「国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「国分隼人公共下水道事業により処理区域の拡大を進め、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を行い、生活環境の整備を図る」としており、また「隼人都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「処理区域の拡大を進め、生活環境の整備、公共用水域の水質保全及び雨水排水対策を講じ、魅力ある都市環境の創造を図る」としている。

霧島市雨水管理総合計画に基づき姫城2号排水機場、日当山調整池、姫城第2排水区圧力管について、既に事業に着手しているが、このうち、日当山調整池については、調整池予定地周辺の土地利用状況の変化を踏まえ、調整池の構造について再検討し、確実な事業の実行のため霧島市雨水管理総合計画の見直しを行ったところである。

今回、霧島市雨水管理総合計画の見直しに基づき、日当山調整池の変更を行うものである。

【変更内容】

現行都市計画決定で定めた日当山調整池については、調整池予定地周辺の土地利用状況の変化に伴い近隣住宅への影響が懸念されるため、当初計画で予定した水深8mの調整池の施工が困難であることが判明した。そのため、近隣への影響のない施工を行うため調整池の水深を3mまで浅くし、代わりに用地を追加する計画見直しを行った。これを踏まえ、本市雨水計画のマスタープランである霧島市雨水管理総合計画を変更した。

霧島市雨水管理総合計画の変更内容に従い、現行都決用地については隣接地を追加し用地面積を拡大するとともに、別途、近隣に調整池用地を確保し、2か所合計で現行計画と同程度の対策効果を確保するものとした。

現行計画と今回の見直し後の調整池用地及び調整容量は以下のとおりである。なお、総調整容量が5,300m³から7,100m³に増加する理由は、現行計画の予定地より上流に調整池を追加したことから、流出量と反比例の関係にある流達時間が短くなるためである。

現行計画	：日当山調整池	1,450m ²	5,300m ³	
今回見直し	：日当山第1調整池	2,460m ²	4,100m ³	(現行計画用地及びその隣接地)
	日当山第2調整池	2,520m ²	3,000m ³	(別途追加分)
	計	4,980m ²	7,100m ³	

1 日当山調整池 経緯

国分隼人公共下水道は、平成元年6月に排水区域約1,713haを都市計画決定し、公共用水域の水質保全と共に生活環境の改善を図ってきた。

その後、近年の激甚化・頻発化している浸水被害への対応を図るため、平成30年度に霧島市雨水管理総合計画を策定したところである。

下水道整備の方針転換や霧島市雨水管理総合計画に基づき、令和2年12月には、排水区域約1,556haの都市計画変更及び日当山調整池をはじめとする対策施設(排水機場及び調整池)の位置付けを行ったところである。

計画で定めた日当山調整池は、敷地面積約1,450m²(V=5,300m³、H=8m)である。

2 日当山調整池 変更理由

日当山調整池の計画地は、近年、住宅が建設され、周辺は宅地化が進行している。当初計画では、深さ8mの調整池整備を計画していたため、大型重機の搬入が必要であったが、周辺の宅地化に伴い、搬入路の確保が困難な状況となった。

このようなことから、雨水管理計画を推進するため、上位計画である霧島市雨水管理総合計画において、当該用地で施工可能な深さ3mの調整池に計画変更を行ったところである。

この計画により、調整池容量が不足したことから、調整池容量を確保するため、現計画地を拡大すると共に、上流に同様の構造の調整池を計画したところである。

上位計画の変更に伴い、日当山調整池の位置や敷地面積に変更が生じるため、都市計画決定の変更を行うものである。

3 日当山調整池 変更概要

上記理由により、現行都市計画決定で定めた用地(右図A:約1,450m²)では必要な調整池能力が確保できないことから、上位計画である雨水管理総合計画に準じ、以下のとおり新たな用地を確保する。

⇒現行用地の隣接地約1,010m²を追加(右図B)

⇒現行地上流の未利用地約2,520m²を追加(右図C)

これにより、現行計画と同等の調整能力が確保される。(上流に別途調整池を設けることで流達時間が短くなるため、総調整量は現行計画より大きくなる。)

現行計画 : 日当山調整池 A 約1,450m² 5,300m³

今回見直し : 日当山調整池 A、B 約2,460m² 4,100m³

日当山調整池 C 約2,520m² 3,000m³

計 約4,980m² 7,100m³

4 概要図



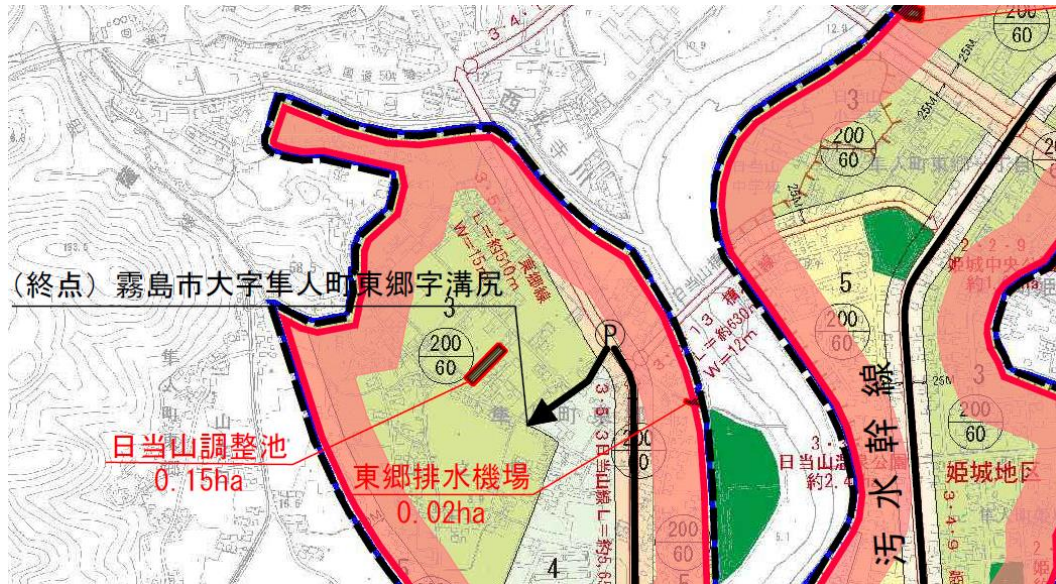
6 新旧対照図

【現 行】

★都決計画書 (4.その他施設)

名 称	位 置	敷地面積	備 考
日当山調整池	霧島市大字隼人町東郷 字川原石	約 1,450m ²	

★都決総括図



【変更後】

★都決計画書 (4.その他施設)

名 称	位 置	敷地面積	備 考
日当山第1調整池	霧島市大字隼人町東郷 字川原石	約 2,460m ²	
日当山第2調整池	霧島市大字隼人町東郷 字小丸	約 2,520m ²	

★都決総括図

